

# 石川県公報

平成 27 年 3 月 23 日 (月曜日)

号 外

(第 13 号)

## 目 次

条 例	
○石川県議会委員会条例の一部を改正する条例 (議会事務局)	1

## 条 例

石川県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十三日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第三十号

石川県議会委員会条例の一部を改正する条例

石川県議会委員会条例(昭和三十二年石川県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

#### 附 則

- この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合においては、改正後の第十七条の規定は適用せず、改正前の同条の規定は、なおその効力を有する。

